

議題3

青色防犯パトロール車へのドライブレコーダー設置報告について

【経緯】

近年、通学路などにおける安全対策は重要度を増しており、我孫子市や新潟県において発生した児童誘拐殺害事件などは、社会に衝撃を与えた。

通学路の安全確保に関しては、地域における見守り活動や青色防犯パトロール車等でのパトロールにより実施されている現状である。

こうした中、平成26年6月に、市原市において発生した女子中学生連れ去り未遂事件において、現場に居合わせた男性の運転する車にドライブレコーダーが設置されていたことから、この映像情報により犯人が早期に検挙されたことがあり、ドライブレコーダーの効用が注目されるようになり、ドライブレコーダーを防犯カメラとして活用することが検討されることとなった。

【設置目的】

- (1) 交通事故及びトラブル発生時における責任を明確にすること。
- (2) 犯罪の抑止力の強化のため移動式の防犯カメラとして、事件事故の早期解決及び第二、第三の犯罪被害を防止し市民が安全で安心できる、犯罪が発生しにくい環境の整備を目的としており、防犯対策のひとつとしてその効果が期待できること。

【県の補助金活用】

千葉県においても、千葉県地域の防犯力アップ事業補助金により、ドライブレコーダーの設置を促し防犯カメラとしての効用を期待するようになり、我孫子市の事件を契機として、平成29年9月からは、市町村の使用する青色防犯パトロール車に設置されるドライブレコーダーにも補助が適用されることとなった。

これにより、当市は、今年度、「千葉県地域の防犯力アップ事業補助金」を活用し、所有する青色防犯パトロール車5台にドライブレコーダーを設置することとした。

【運用等】

青色防犯パトロール車両の側面に「ドライブレコーダー録画中」のシートを貼り付け、映像を記録していることを車両運行中も周知すること、かつ、ドライブレコーダーの設置等について、広報紙に掲載するなどにより事前に周知を図ることとする。

管理運用開始については、2月15日からを予定することとした。